

2025/02/04

各 位

早来地区住民 吉岡 政昭

以下の文章は、先日、去年のこの時期に、つまり、令和6年度の年間予算を作成するに当たって、町が、議員に新規予算100万円以上の事業内容を説明するために開かれた「全員協議会」での議事録を読んで、改めて去年の12月27日に町長に代わって面談をした田中副町長に確認する必要性が生じて、メールを送った内容です。すなわち、

①12月27日に行われた副町長との面談(※)における録画の実施の有無

(※)「みずばしょう園における事故問題」に関して、

②町が行うカスハラ対策として「不当要求行為等対応環境整備事業」と私自身の実体験と重ねあわせた「質問」と「意見」

(以下、メール文)

田中副町長 様

(2月3日8:14 送信)

お早うございます。

取り急ぎお尋ねしたいことがありますので、宜しくお願いいたします。

毎年、次年度の当初予算内容の説明の為の「全員協議会」が開かれているようですが、

その関係で、今年度の予算審議のために開かれた「全員協議会」(去年の2月13日)の議事録を読みました。

その中に記載されていたことで、確認したいことがありましたのでお尋ねします。

木林前総務課長から提案説明のあった「不当要求行為等対応環境整備事業」の中での「経過記録に係る設備」として、早来、追分両庁舎相談室等にカメラ付き録音装置を設置する」との説明でした。また、その他、課長職の電話機に通話録音装置を取り付ける、とありました。

この件に関する、個別の質問事項に関しては、別途改めて行いたいと思いますが、取り急ぎ、お尋ねするのは、次のことです。

質問1、私が、去年の12月27日に田中副町長と面談したときは、(町長室の隣の部屋で)「カメラ付き録音装置」は、働いていたのでしょうか？事実を教えてください。と言いますのは、全員協議会の議事録(去年の2月13日)に寄りますと、「録画については、会議室等に設置するわ

けですから、会議室に入った段階で即座に録画を開始するという対応です。すめてまいりたいと思っておりますし、ここは事前に相手方に対して、こちらの方から事前に説明をする、これから録音しますと言うことで説明する必要がありますので。・・・あくまでも相手に対して説明という所から始まりまして実際に録画する考えで進めるということです。」

事実関係①：まず、私は、「これからの話し合いは、録画される」という事前の説明（通告？）はありませんでした。

しかし、「全員協議会の議事録（去年の2月13日）dえは、あくまでも相手に対して説明という所から始まりまして実際に録画する考えで進めるということです。」と、ありますので、事実確認をしています。

因みに、私個人は「こうしたケースで、録画を取ることには不同意ではありません。ただし、相手が、開示を求めたときは、「開示すること」が、必要ですし、iPhoneなどで、住民その他が、録画を可能とする場合は、それを認めることが条件です。

事実関係②：私の方から、「レコーダでの録音を認めて欲しい」旨のお願いをし許可を受けています。

これは、事実関係の認識に齟齬が生じた時の確認の為です。私は町政報告会、議会報告会、役場の担当者と話し合う時は、お互いの発言に齟齬を生まないための「確認の為の証拠」として、お願いして来たところです。

田中副町長 様

（12月3日：14:36 送信）

返信有り難うございます・

以下、確認をお願いします。

- 1点目。「カメラ付き録音装置は設置しておりませんので・・・」とありましたが、「他の会議室には設置している」が、「町長室のとなりの部屋には、設置していない」という意味ですか？
本年度予算の大半の執行は、終わっているのではないかと、思っておりますので、伺っています。まだ、未実施の分があるという意味ですか？

2点目。出席議員の質問にもありましたが、「不当要求行為の判断の基準」ですが、これは「不当要求等マニュアル」（本日、情報公開請求）を読んで、考えを整理したいと思います。前総務課長の説明の中では「・・電話または面談を長時間何度も繰り返し、そのたびに①自分の考えを押し通すために声を荒げ、行政批判、個人・団体に対する罵倒や暴言を吐き、②上からの話が沿わなければ、質問書の提出や情報公開請求を繰り返し行う行為」と定義づけて、これにより、「対応する職員の業務負荷また精神的負担など、公務の執行に支障を来している。」と述べています。

ここで語られている「不当要求行為」というのは、反社会的な団体、個人を連想させるような事例（定義）で、あり、そこには、一方では、説明する側の「説明能力」に関わる「具体的根拠の有無」「言葉上での説明能力」や「誠実さ」など改めて、点検を要する問題があり、そのことが、検討されていません。

例えば、この度の「みずばしょう園」問題の見学者の事故と賠償問題では、「事故の一週間前に点検した」と建設課長は説明しているが、①点検データがほとんどないのです。請求した資料（証拠）が不存在との回答なのです。示された写真にも疑問があるし、説明を求めても矛盾が生まれます。つまり、その人間の仕事ぶりが「不十分」か、「いい加減か」である。いずれにせよ、疑念が生まれれば、質問をして、曖昧にせず、はっきりさせるというのは、天下の常道ではないか。それを批判される「いわれ」はない、と思っています。一つ曖昧な矛盾した説明を受ければ、また、新たな疑問が出てくる。これらは、説明する側に、主たる責任があるのではないかと、思っています。いつも、説明を受ける「町民側」の問題ではない。

また、別件で、忘れられない問題があります。

②追分旭における不法投棄の場合も、建設課で「特記仕様書」で指示した投棄する場所と土地の所有者が業者と話し合っ
て決めた「承諾書」の場所と違っているのです。この矛盾は、最後まで、明らかに
ならなかった。つまり、業者は、町の指示に違反して、廃棄物を投棄したのです。議会で、理由の説明を求めても説明できないのです。

この時受けた「いい加減な人」との印象は、**今も消えていない。**

おまけに、町有林が、土地所有者の土地と交換された。この事実を、当時の村井副町長は、「知らなかった」のですよ。「細かい話の所はちょっとすぐには出てきませんけれど」と発言。「弁償金額と合わせて、町有林3箇所くれ」だのかなりえげつない要求を「細かい話」という。そして、あとから聞いた、と言っているのです。

その他、2千万円以上の賠償金賠償金を瀧町長と土地管理者と土地管理者の友人と言う謎の人と建設課長が交渉に参加している。

下駄版のない12回目、13回目の交渉記録の開示を求めたら、「お互いに資料を出して交渉しているから「未記録」であるとの答弁。さらに「過去のしていた仕事の話」など、関係のない話をしていたなど「ふざけているのか」と言われても仕方がないような答弁でした。

交渉記録は、9回から11回までは「未決済」。12回、13回目は未記録。

これが、公的機関の交渉の姿なのか。

こうした、いかがわしい答弁状況は、他にもある。

その主たる原因、理由は、答弁側の（町政の）問題から生まれている。

決して、町民側の「不当要求行為」のせいではない。

あと、もう1点だけ、述べ、お聞きしたい。

目下、鳥越議員の「学歴詐称疑惑問題」を取りあげ、回答待ちの状態である。

しかし、鳥越議員は、無視を続け、回答が来ない。

「こども園の床の修繕費の支払い責任は、リズム学園にある。税金を使うのはおかしい」としての

訴訟に関する「行政報告」に対する質問で、鳥越議員が、「この方に要した時間はどのくらいか」と

質問している。

アイヌや朝鮮人や部落民に対する特殊な差別的な感情を持っている人が行う「この方は」などという

言い方をしているが、鳥越議員こそ、逃げ逃げて、まともに自分の最終卒業学校を言えない。

挙げ句の果てに、質問者に「自分で確かめろ（鳥越議員の卒業したか否かを）」などと言う。

鳥越議員の「学歴詐称疑惑」の問題も、繰り返し、答えが出るまで、追跡していくことになる。

この行為も、「不当要求行為」と言うのか？

最後になりますが、この「2点目の文章」は、田中副町長以外にも、配布しますのでお知らせしておきます。

宜しくお願いします。

059-1501

北海道勇払郡安平町早来大町141-47

吉岡政昭